



# 栃木県公報

令和元（2019）年  
5 月 7 日（火）  
第 1 号

## 目 次

### 告 示

○建築基準法による道路の指定の廃止	1
○建築基準法による道路の指定	2
○建築基準法による道路の位置指定	3
○建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出	3

### 公 告

○令和元（2019）年度調理師試験の実施	4
○令和元（2019）年度製菓衛生師試験の実施	5

#### 選挙管理委員会

○選挙権を有する者の3分の1及び50分の1の数等の告示	7
-----------------------------	---

#### 内水面漁場管理委員会

○こいの放流等の禁止	8
------------	---

### 調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）	9
○同	10

## 告 示

### 栃木県告示第1号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定による道路の指定（平成29（2017）年2月21日栃木県指令建第28202号）を次のとおり廃止したので、公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

令和元（2019）年5月7日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類	道路の位置	道路の延長及び幅員	廃止年月日	所管の土木事務所
法第42条第1項第4号の規定による道路	真岡市中郷字大道西198-6、198-7、198-11、198-12、199-6、199-7、220-5、221-1、221-2、270-4、272-1、273-1、273-2、274-1、274-2、275、276-2、276-5、277-1、288、289、295-3、296-1、198-12地先、221-1地先、221-4地先、227-3地先、228-3地先、268-2地先、269-3地先、272-1地先、273-1地先、273-2地先、275地先、295-3地先の各一部 198-4、198-5、199-4、220-3、221-3、221-4、223-5、223-8、227-3、228-3、231-3、232-3、232-4、233-2、261-3、261-4、261-5、261-6、	延長618.00m 幅員6.00m～20.00m	平成31 （2019）年 3月26日	真 岡 土 木 事 務 所

261-7、263-3、263-4、268-2、269-3、270-5、277-2、295-2、296-3、198-5地先、223-8地先、228-3地先、233-2地先 真岡市熊倉町字タケ内908-37、910-1、910-3、910-5、911-8、911-9、912-2、913-1、913-3、913-5、913-6、913-7、913-10、916-1、918、919、920-1、921、929-1、930、907-2地先、912-9地先、918地先の各一部、907-2、908-22、909-5、910-4、911-3、911-4、912-7、912-8、912-9、913-2、914-2、915-2、916-2、909-5地先、910-1地先		
---	--	--

栃木県告示第2号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定により次のとおり道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

令和元(2019)年5月7日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	道路の位置	道路の延長及び幅員	指定年月日	所管の土木事務所
法第42条第1項第4号の規定による道路	真岡市中郷字大道西198-6、198-7、198-11、198-12、199-6、199-7、220-5、273-1、273-2、274-1、274-2、275、276-2、276-5、277-1、295-3、296-1、198-12地先、273-2地先、275地先、295-3地先の各一部、198-4、198-5、199-4、220-3、277-2、295-2、296-3、198-5地先 真岡市中郷字中根北223-2、223-3、227-2、231-2、231-4、231-5、232-5、232-12、227-2地先、228-3地先、231-2地先、233-2地先、233-20地先の各一部、223-5、223-8、227-3、228-2、228-3、231-3、232-3、232-4、233-2、223-8地先、228-3地先、233-2地先 真岡市中郷字中根西261-1、261-2、263-1、265-1、268-3、268-6、268-7、268-8、269-1、269-4、269-3地先各一部、261-3、261-4、261-5、261-6、261-7、263-3、263-4、268-2、269-3、270-2、270-4、270-5、270-6、270-7、268-2地先 真岡市熊倉町字タケ内907-2、908-9、908-22、908-37、909-6、909-7、910-1、910-2、910-3、910-5、911-5、911-6、911-7、911-8、911-9、911-	延長370.0m 幅員16.0m～ 26.0m	平成31 (2019)年 3月26日	真岡 土木事務所

	10、912-2、913-1、913-3、913-5、 913-6、913-7、913-10、916-1、907- 2地先の各一部、909-5、910-4、911- 3、911-4、912-7、912-8、912-9、 913-2、914-2、915-2、916-2、909- 5地先、910-1地先		
--	---	--	--

**栃木県告示第3号**

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により次のとおり道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

令和元（2019）年5月7日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類	道路の位置	道路の延長及び幅員	指 定 年 月 日	所 管 の 土 木 事 務 所
法第42条第1項第5号の規定による道路	栃木県那須郡那須町大字高久乙字道上 586-473、586-489、586-490、586-491、 586-498、586-499、586-500、586-501、 586-584の各一部	延長69.485m 幅員4.57m	平成 31 (2019)年 1月31日	大 田 原 土 木 事 務 所
	栃木県那須郡那須町大字高久丙字一ツ榎 道 下 1195-85、1195-100、1195-101、 1195-102、1195-103、1195-104、1195- 105、1195-113、1195-114、1195-115、 1195-116、1195-117、1195-118、1195- 119、1195-120、1195-121、1195-122、 1195-123、1195-124、1195-131、1195- 137、1195-140、1195-141、1195-243、 1195-280、1195-330、1195-368、1195- 448、1195-459、1195-460の各一部	延長314.30m 幅員4.31m～ 5.255m	平成 31 (2019)年 3月29日	大 田 原 土 木 事 務 所

**栃木県告示第4号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和元（2019）年5月7日

栃木県知事 福 田 富 一

1 指定構造計算適合性判定機関の名称

ハウスプラス確認検査株式会社

2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
業務を行う事務所の所在地	東京都港区芝五丁目33番7号	東京都港区海岸一丁目11番1号

3 変更年月日

令和元（2019）年5月27日

(建築課)

## 公 告

### ○令和元(2019)年度調理師試験の実施

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項に規定する調理師試験を次のとおり実施するので、調理師法施行細則(昭和34年栃木県規則第35号)第2条の規定により公告する。

令和元(2019)年5月7日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 試験の日時

令和元(2019)年8月7日(水)午前9時30分から正午まで

#### 2 試験の場所

宇都宮市陸町1-35 宇都宮短期大学附属高等学校

(会場への自家用車の乗り入れは禁止する。)

#### 3 試験科目

(1) 公衆衛生学 (2) 食品学 (3) 栄養学 (4) 食品衛生学 (5) 調理理論

(6) 食文化概論

#### 4 受験資格

次に掲げる学歴及び職歴を有する者

##### (1) 学歴(次のいずれかに該当する者)

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者

イ 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者

ウ 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者

エ 調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)附則第3項各号に規定する者

なお、日本国内の外国人学校及び外国の学校を卒業した者は、都道府県知事の認定が必要となる場合があるので、早めに願書提出先へ相談すること。

##### (2) 職歴

次の施設の調理業務に従事した期間が、調理業務従事証明書の証明日において2年以上となる者

ア 寄宿舍、学校、病院等の給食施設であって継続して1回20食以上又は1日50食以上を調理して供与する施設

イ 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条に規定する飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業の許可を受けた営業の施設

ただし、次の場合は、上記の調理業務に従事したことは認めない。

(ア) 専ら調理品の運搬、配達、食器洗浄等直接調理業務に従事していない場合

(イ) 栄養士、看護師、保育士等の職種として従事している場合

(ウ) パート、アルバイト等で調理業務に従事している場合(週4日以上かつ1日6時間以上又は週5日以上かつ1日5時間以上従事している場合を除く。)

#### 5 提出書類

受験を希望する者は、受験願書に次の書類を添えて提出すること。

なお、受験願書、履歴書、調理業務従事証明書及び受験票は、各健康福祉センター、宇都宮市保健所又は栃木県保健福祉部生活衛生課に備付けのものを使用すること。

##### (1) 履歴書

学歴欄には、最終学歴と卒業(又は修了)年月日を、職歴欄には、2年以上調理業務に従事したことを詳細に記入すること。

##### (2) 学歴を証明する書類

最終学歴の中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、短期大学、大学のいずれかの卒業証書の写し(本証を持参し、各健康福祉センター所長、宇都宮市保健所長又は栃木県保健福祉部生活衛生課長が照合の上、確認する。)若しくは卒業証明書又は中等教育学校の前期課程を修了したことを証する書類

なお、婚姻その他の理由により、現在の氏名と学歴を証明する書類の氏名とが異なる場合は、戸籍謄

(抄) 本を提示すること。

(3) 調理業務従事証明書

ア 履歴書記載の調理従事施設において、調理の業務に2年以上従事したことを証明するものであること。

なお、この証明書は、原則として当該施設長が証明すること。ただし、従事者と施設長が同一人、配偶者若しくは二親等内の血族の場合又は廃業等によって当該施設長がいない場合は、調理師会等、所属団体の長又は同業者が証明すること。

また、証明印は、当該施設の長の職印を用いること。個人が証明する場合は、市町村に登録している印鑑を用い、印鑑登録証明書を添付すること。

イ 給食施設の開設年月日とは、寄宿舍、学校、病院等の施設であって多人数に対して食品を供与する施設として開始した年月日をいう。

(4) 写真及び受験票

受験票に写真（出願前6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦7cm、横5cmの大きさのもの。

スナップ写真は用いないこと。）を貼り付け、所定の事項を記入する。

(5) その他

栃木県が実施した平成30（2018）年度調理師試験不合格者及び欠席者で当該試験の受験票を添付する場合は、上記提出書類のうち、「(2)学歴を証明する書類」、「(3)調理業務従事証明書」の提出を省略することができる。なお、受験票を紛失した場合は、身分証明書を持参すること。

また、婚姻その他の理由により、現在の氏名と当該試験当時の氏名の異なる場合は、戸籍謄（抄）本を提示すること。

6 出願期限及び提出先

(1) 受付期間

令和元（2019）年6月12日（水）から同月14日（金）まで（提出先必着）

午前8時30分から午後5時15分まで

原則として、郵送では受け付けない。

(2) 提出先

ア 県内居住者は、その居住地を管轄する健康福祉センター（宇都宮市居住者は、宇都宮市保健所）

イ 県外居住者は、栃木県保健福祉部生活衛生課

7 受験通知

受験者には、受験票の交付により受験番号を通知する。

8 試験結果の発表

令和元（2019）年9月11日（水）午前11時から栃木県庁舎、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所の掲示場並びに栃木県ホームページに受験番号をもって合格者を発表する。

また、合格者には合格証書を郵送する。

なお、電話による問い合わせには、一切応じない。

9 受験手数料

6,100円

栃木県収入証紙をもって納付する（受験願書に貼付すること。）。

10 試験結果の簡易開示

受験者本人の試験結果（科目別得点）については、合格発表の日から1か月間の執務時間中、栃木県保健福祉部生活衛生課において口頭により開示を請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が本人であることを証明できる書類（受験票、身分証明書、運転免許証等）を持参の上、これを提示すること。

---

○令和元（2019）年度製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項に規定する製菓衛生師試験を次のとおり実施するので、製菓衛生師法施行細則（昭和42年栃木県規則第50号）第3条第2項の規定により公告する。

令和元(2019)年5月7日

栃木県知事 福田 富一

1 試験の日時

令和元(2019)年8月7日(水)午前9時30分から正午まで

2 試験の場所

宇都宮市睦町1-35 宇都宮短期大学附属高等学校

(会場への自家用車の乗り入れは禁止する。)

3 試験科目

(1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学 (3) 食品学 (4) 食品衛生学 (5) 栄養学

(6) 製菓理論及び実技(職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定による菓子製造技能士の1級又は2級の資格を有する者は、本人の申出により免除する。)

4 受験資格

次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者

(2) 菓子製造業に従事した期間が、菓子製造業従事証明書の証明日において2年以上となる者で、次に掲げる者

ア 学校教育法第57条に規定する者

イ 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者

ウ 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者

エ 製菓衛生師法施行規則(昭和41年厚生省令第45号)附則第2項各号に規定する者

(3) 製菓衛生師法の施行の際(昭和41年12月26日)現に菓子製造業に従事していた者(学校教育法第57条に規定する者を除く。)であって、菓子製造業に従事した期間が、同法の施行の日において3年を超えている者又は同法の施行の日後3年を超えるに至った者

なお、菓子製造業に従事した期間とは、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項の規定により都道府県知事の許可を受けた営業の施設で、実際に菓子製造に従事した期間をいう。

ただし、次の場合は、上記の菓子製造業に従事したこととは認めない。

ア 専ら菓子製品の運搬、配達、食器洗浄等直接菓子製造業に従事していない場合

イ パート、アルバイト等で菓子製造業に従事している場合(週4日以上かつ1日6時間以上又は週5日以上かつ1日5時間以上従事している場合を除く。)

5 提出書類

受験を希望する者は、受験願書に次の書類を添えて提出すること。

なお、受験願書、菓子製造業従事証明書及び受験票は、各健康福祉センター、宇都宮市保健所又は栃木県保健福祉部生活衛生課に備付けのものを使用すること。

(1) 4 受験資格(1)及び(2)による者

ア 最終学歴の中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、短期大学、大学のいずれかの卒業証書の写し(本証を持参し、各健康福祉センター所長、宇都宮市保健所長又は栃木県保健福祉部生活衛生課長が照合の上、確認する。)若しくは卒業証明書又は中等教育学校の前期課程を修了したことを証する書類

なお、婚姻その他の理由により、現在の氏名と学歴を証明する書類の氏名とが異なる場合は、戸籍謄(抄)本を提示すること。

イ 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者についてはそれを証する書類、その他の者は2年以上菓子製造業に従事したことを証する菓子製造業従事証明書

ウ 菓子製造技能士の1級又は2級の技能検定合格証の写し(本証を持参すること。該当者のみ。)

エ 写真及び受験票

受験票に写真(出願前6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦7cm、横5cmの大きさのもの

の。スナップ写真は用いないこと。)を貼り付け、所定の事項を記入する。

(2) 4 受験資格(3)による者

ア 昭和41年12月26日において、現に菓子製造業に従事しており、菓子製造業に従事した期間が3年を超えていることを証する菓子製造業従事証明書

イ 菓子製造技能士の1級又は2級の技能検定合格証の写し（本証を持参すること。該当者のみ。）

ウ 写真及び受験票

(1)のエに同じ

(3) (1)のイ及び(2)のアの菓子製造業従事証明書には、菓子工業組合等の裏書証明を受けること。

(4) その他

栃木県が実施した平成30（2018）年度製菓衛生師試験不合格者及び欠席者で当該試験の受験票を添付する場合は、上記提出書類のうち、学歴を証明する書類、製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する書類、菓子製造業従事証明書及び技能検定合格証の写しの提出を省略することができる。なお、受験票を紛失した場合は、身分証明書を持参すること。

また、婚姻その他の理由により、現在の氏名と当該試験当時の氏名の異なる場合は、戸籍謄（抄）本を提示すること。

6 出願期限及び提出先

(1) 受付期間

令和元（2019）年6月12日（水）から同月14日（金）まで（提出先必着）

午前8時30分から午後5時15分まで

原則として、郵送では受け付けない。

(2) 提出先

ア 県内居住者は、その居住地を管轄する健康福祉センター（宇都宮市居住者は、宇都宮市保健所）

イ 県外居住者は、栃木県保健福祉部生活衛生課

7 受験通知

受験者には、受験票の交付により受験番号を通知する。

8 試験結果の発表

令和元（2019）年9月11日（水）午前11時から栃木県庁舎、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所の掲示場並びに栃木県ホームページに受験番号をもって合格者を発表する。

また、合格者には、合格証書を郵送する。

なお、電話による問い合わせには、一切応じない。

9 受験手数料

9,400円

栃木県収入証紙をもって納付する（受験願書に貼付すること。）。

10 試験結果の簡易開示

受験者本人の試験結果（科目別得点）については、合格発表の日から1か月間の執務時間中、栃木県保健福祉部生活衛生課において口頭により開示を請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が本人であることを証明できる書類（受験票、身分証明書、運転免許証等）を持参の上、これを提示すること。

(生活衛生課)

## 選挙管理委員会

### 栃木県選挙管理委員会告示第1号

平成31（2019）年3月28日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1、当該総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを

合算して得た数、当該総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

令和元(2019)年5月7日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

- 1 県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の50分の1の数  
32,829人
- 2 県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数  
305,181人
- 3 県の議会の議員の宇都宮市・上三川町選挙区における選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数  
142,502人
- 4 県の議会の議員の各選挙区(宇都宮市・上三川町選挙区を除く。)における選挙権を有する者の総数の3分の1の数
 

足利市選挙区	41,395人
栃木市選挙区	44,831人
佐野市選挙区	33,210人
鹿沼市選挙区	27,384人
日光市選挙区	23,812人
小山市・野木町選挙区	52,342人
真岡市選挙区	21,570人
大田原市選挙区	19,942人
矢板市選挙区	9,270人
那須塩原市・那須町選挙区	39,721人
さくら市・塩谷郡選挙区	23,740人
那須烏山市・那珂川町選挙区	12,525人
下野市選挙区	16,660人
芳賀郡選挙区	18,093人
壬生町選挙区	10,990人

### 内水面漁場管理委員会

#### 栃木県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、こい(まごい及びにしきごいをいう。以下同じ。)の放流等について、次のとおり指示する。

令和元(2019)年5月7日

栃木県内水面漁場管理委員会会長 服 部 公 一

#### 1 指示の内容

##### (1) 放流の禁止

県内の公共の用に供する水面及びこれと接続一体を成す水面(以下「公共用水面等」という。)において、次に掲げるこいを放流してはならない。ただし、公共用水面等において採捕したこいを当該採捕した水面に再放流する場合その他栃木県内水面漁場管理委員会が認める場合は、この限りでない。

- ア 公共用水面等又は県外の公共の用に供する水面及びこれと直接一体を成す水面で採捕されたこい
- イ コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたこいと水を介しての接触があるこい
- ウ PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。)でコイヘルペスウイルス陰性が確認され



ていないこい群のこい

(2) 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にこいを遺棄してはならない。

2 指示の期間

令和元（2019）年5月28日から令和4（2022）年12月31日まで

## 調 達 等 公 告

### ○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

令和元（2019）年5月7日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 柔道畳 黄 320畳  
赤色 780畳  
柔道畳用運搬車 46台
- (2) 購入物品等の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和元（2019）年10月18日（金）
- (4) 納入場所 栃木県総合運動公園武道館（宇都宮市西川田4-1-1）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、以下に掲げる入札参加資格を有するものと決定された者であること。  
大分類・運動具、楽器、図書類 小分類・運動用器具、運動用品
- (3) 令和元（2019）年5月7日（火）から同年6月21日（金）までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号  
栃木県会計局会計管理課 契約指導・調達室 電話028-623-2091
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所  
令和元（2019）年5月7日（火）から同年6月12日（水）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで、(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 入札書の受領期限及び提出場所令和元（2019）年6月17日（月）午前11時までに、(1)の場所に持参又は郵送により提出すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）  
イ 開札の日時及び場所 令和元（2019）年6月21日（金）午前10時 栃木県会計局会計管理課入札室（栃木県庁東館3階・入札室1）
- (4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) その他  
入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 令和元(2019)年5月7日(火)から同年6月12日(水)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)

イ 確認結果の通知 令和元(2019)年6月14日(金)までに郵送する。

#### 4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に会計管理課で交付する柔道畳・柔道畳用運搬車仕様書に基づき作成した納入物品仕様書を添付し、入札書の受領期限までに3の(1)の場所に提出しなければならない。

(4) 審査

ア 技術審査 栃木県教育委員会事務局スポーツ振興課長が、入札者の作成した納入物品仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した納入物品仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。

イ 技術審査基準 納入物品仕様書が、会計管理課で交付する柔道畳・柔道畳用運搬車仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

(5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法 (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書の作成の要否 要

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

TATAMI (JUDO MAT) Yellow color 320 pieces Red color 780 pieces

CRAT FOR TATAMI 46 units

(2) Time and Date of bidding:

11:00 a.m., June 17, 2019

(3) Information is available at:

Contract Administration and Procurement Office,

Management and Accounting Division,

Accounting Bureau,

Tochigi Prefecture

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501

TEL 028-623-2091

---

#### ○入札公告(特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

令和元(2019)年5月7日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 凍結防止剤散布車 2台

(2) 購入物品等の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和2(2020)年3月25日(水)

(4) 納入場所 日光土木事務所(日光市萩垣面2390-7)

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、以下に掲げる入札参加資格を有するものと決定された者であること。  
大分類・機械器具、車両類 小分類・車両
- (3) 令和元（2019）年5月7日（火）から同年6月21日（金）までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 購入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されているものであること。

## 3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号  
栃木県会計局会計管理課 契約指導・調達室 電話028-623-2091
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所  
令和元（2019）年5月7日（火）から同年6月12日（水）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで、(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 入札書の受領期限及び提出場所 令和元（2019）年6月17日（月）午前11時までに、(1)の場所に持参又は郵送により提出すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）  
イ 開札の日時及び場所 令和元（2019）年6月21日（金）午前11時 栃木県会計局会計管理課入札室（栃木県庁東館3階・入札室1）
- (4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) その他  
入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。  
ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 令和元（2019）年5月7日（火）から同年6月12日（水）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）  
イ 確認結果の通知 令和元（2019）年6月14日（金）までに郵送する。

## 4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に会計管理課で交付する凍結防止剤散布車仕様書に基づき作成した納入物品仕様書を添付し、入札書の受領期限までに3の(1)の場所に提出しなければならない。
- (4) 審査  
ア 技術審査 栃木県県土整備部道路保全課長が、入札者の作成した納入物品仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した納入物品仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。  
イ 技術審査基準 納入物品仕様書が、会計管理課で交付する凍結防止剤散布車仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。
- (5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった

者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法 (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書の作成の要否 要

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Anti-freezing agent spraying vehicle 2 units

(2) Time and Date of bidding:

11:00 a.m., June 17, 2019

(3) Information is available at:

Contract Administration and Procurement Office,

Management and Accounting Division,

Accounting Bureau,

Tochigi Prefecture

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501

TEL 028-623-2091

(会計局会計管理課)